

野田市同報系防災行政無線運用の見直し（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市同報系防災行政無線運用の見直し（素案）

2 意見の募集期間

平成26年2月3日（月）から平成26年3月4日（火）まで

3 意見の募集結果

(1) 提出者数・意見数		21人	51件
(2) 提出方法	直接持参	11人	28件
	FAX	1人	1件
	Eメール	9人	22件
(3) 計画等に反映した意見			11件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	不法投棄防止活動への活用ができるのではないか。	行政情報の放送は、他の広報手段だけでは不十分な場合に、必要最小限の範囲で放送するものですが、不法投棄防止活動については、他の広報手段により対応可能ですので、素案の修正は行いません。	修正無し
2	選挙啓発放送は、投票率が県下最低であることや放送の効果の測定も不可能なことから、増やすことがあっても減らすことには反対です。また、選挙についての店内放送を実施しているスーパー等はあるのでしょうか。	選挙の啓発放送の効果を測ることはできませんが、防災行政無線も含めいろいろな啓発を実施することがより効果的と考え、運用方針に基づき選挙の放送は投票日当日に実施するものです。その他の啓発活動として、野田市明るい選挙推進協議会のご協力により、スーパー等の店舗で来店者に投票の呼びかけを行っているところであり、スーパーの店内放送も、平成25年7月の参議院選挙では市内5店舗で実施して頂きました。今後もスーパー等の店内放送の拡大など、様々な方法を検討しながら投票率の向上に努めてまいります。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>す。以上のことから素案の修正は行いません。</p>	
3	<p>まめバス運行遅延情報について、高齢者が待てるのは 20 分位が限度です。20 分程度遅れる時は放送してもらえないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、20 分程度の遅れの際にも放送でお知らせすることは、バス利用者へのサービス向上につながるものと考えられます。</p> <p>しかし、バスは、道路事情により遅れる場合があり遅延時間も刻々と変化します。また、まめバスの遅延状況は、運転士からの電話報告によってのみ把握することができますが、安全運転を最優先しなければならないため、運転士からの報告は、終点到着時あるいは通行止めなどにより停車し走行の見込が立たない時に限られます。このため、遅延発生状況を即時把握することは困難であり、20 分程度のバスの遅延を直ちに放送することは現実的に難しいものです。</p> <p>以上のことから素案の修正は行いません。</p> <p>素案においておおむね 40 分以上の遅延について放送するとしたのは、ルートによっては 40 分以上遅れると次の便が走る時刻になり、遅れた便が欠便となりえることから、より市民生活に与える影響が大きいと判断するためです。</p> <p>なお、遅延して運行しているバスは、終点到着後、運転士の休憩時間を短縮して次便の運行を開始し遅延の回復に努めており、20 分程度の遅延は回復することも考えられます。</p>	修正無し
4	<p>子どもの見守り放送は、各小学校の児童の声で放送されることもあり地域が明るくなると共に温かみも感じられ、単なる注意喚起以上の意味があり是非とも継続して欲しい放送</p>	<p>頂いたご意見から、地域による子ども達に対する見守りの意識を継続するためには必要な放送であると考え、素案では廃止といたしましたが、4 月以降も引き続き放送することと</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>です。</p> <p>(同様に継続を望む意見 9 件)</p> <p>「見守り放送」を全面的にやめる方向に賛成します。</p> <p>(同様に廃止を望む意見 3 件)</p>	<p>いたします。</p> <p>なお、1 年間の放送により放送内容は十分周知されましたので、繰り返し放送はせず、1 回の放送といたします。</p>	
5	<p>火災情報は、親戚、知人の消火の応援、家財の持ち出し、後片付け等、昔は有線放送があり、大変便利であった。火災情報は必要なことなので復活してほしい。地元消防団出動の合図にもなりますので、小規模火災でも放送が必要です。</p>	<p>大規模火災や延焼の危険が大きい火災は市民の生命、安全に関わる情報であることから放送するものです。小規模火災については、災害情報自動音声案内（7122-1199）及びまめメールで広報しており、他の広報手段で対応可能なことから放送は行わないこととしたものです。</p> <p>また、消防団につきましては、出動の要請をする場合は、消防指令センターから、事前に登録された団員にメール及び自動音声で連絡するシステムが整備されており、地元消防団員には瞬時に火災発生を連絡しております。</p> <p>以上のことから、素案の修正は行いません。</p>	修正無し
6	<p>火の用心など、火災予防活動に活用できるのではないか。</p>	<p>火災予防啓発活動は、まず関心を持ってもらうことが重要で、対話方式で聞いてもらう、体験してもらうなど、印象に残る工夫をしないと効果が期待できないことから放送は実施しないこととします。</p> <p>消防本部では、全国一斉に展開する春・秋の火災予防運動期間中の街頭キャンペーン、自主防災組織等に対する消防訓練などを通じて防災意識を高めてもらうよう啓発活動を行っています。</p>	修正無し
7	<p>渇水時の節水協力依頼についてですが、従来の 10%節水でよいのではないですか。何%に縮小しようとするのか分かりにくいです。</p> <p>また、「他の広報手段がある」とあ</p>	<p>渇水時の節水協力依頼につきましては、10%の取水制限から放送しておりましたが、江戸川表流水の取水制限であるため、各家庭の給水には直接影響がありませんが、節水意識</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>りますが、これは緊急度の高いものであり、市民の「耳に入れる」放送より他にないのではないですか。</p> <p>説明文からは、縮小ではなく廃止の文面にとれます。</p>	<p>を持って頂くために放送していたもので、緊急度としては低い分類となります。</p> <p>今後は、取水制限に伴って、給水制限が実施される場合には、各家庭に直接影響が出ますので、その時点で、緊急度の高いものとして、放送しようとするものです。</p> <p>なお、他の広報手段につきましては、取水制限 10%の場合でもホームページへの掲載、広報車による放送、水道部及び市役所への横断幕の設置により、周知するものです。</p> <p>以上のことから、素案の修正は行いません。</p>	
8	<p>ミュージックチャイムは、川間地区においては絶対に必要である。1日の生活の行動の一部になっている。この放送で、農作業他、地域の人は今まで大変役に立っている。やめては困ります。関宿と同じ時間の午前7時、午後0時、日没前でお願います。</p>	<p>正午のミュージックチャイムについては、一年を通し定時に放送することで、各子局（拡声器）が正常に受信、放送ができていますか動作確認を目的に放送しています。この動作確認は、代替えとして夕刻のミュージックチャイムにより行えることから、素案の修正は行いません。</p> <p>野田地域における朝7時のミュージックチャイムの放送については、</p>	修正無し
9	<p>ミュージックチャイム（午後0時の時報）は、屋外で仕事をする者にとっては大変ありがたい。</p>	<p>今回の防災行政無線の運用見直しは、その放送は真に必要な情報を必要最小限の範囲で行おうとするものです。運用の追加としましては、緊急放送に関するもののみとしますので、素案の修正は行いません。</p>	
10	<p>市内なのにどうして関宿地域のみAM7時に（歓喜の歌）大音量の音楽を放送しなければならないのか理解できません。</p> <p>関宿地域のAM7時（歓喜の歌）の放送廃止を要望します。</p>	<p>関宿地域では、平成15年の市町合併以前からこの放送を行っており、昨年4月の市内全域の運用開始時に廃止したところ、多くの関宿地域の市民から再開の意見を頂き、再開した経緯がございます。</p> <p>また、関宿まつり、関宿城まつり開催情報も、関宿地域では定着した放送となっています。以上のことか</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
11	ミュージックチャイムなど、閑宿地域を厚遇するのか解らない。合併から10年が経過し、特別扱いはやめるべき。	ら、素案の修正は行いません。 なお、音量につきましては下げてください。	
12	竜巻情報賛成。情報が不必要なところには放送しない。	本素案の内容に賛同するご意見として承ります。	修正無し
13	「竜巻注意報」は「竜巻注意情報」が正確です。	「竜巻注意情報」の放送では無く、竜巻の発生に関する情報を注意喚起として放送するものですが、誤解を与えることから、項目の表現を「竜巻の発生に関する情報」に修正します。	修正有り
14	行方不明者の捜索協力依頼について、夜9時まで放送するのは子どもの熟睡の妨げになるので、8時くらいにならないか。	行方不明者の捜索協力依頼は、素案の基本方針2の市民の生命及び安全に関わる情報に該当し、優先的に放送することとしています。特に対象者が障がい者や高齢者等であって体力のない場合が考えられますので、放送時間については、素案の修正は行いません。	修正無し
15	行方不明者について、夜中の放送は、暗くて判別しづらいときに流れてもどのくらい発見できるのか疑問です。		
16	コンビニ強盗など防犯活動への活用ができるのではないか。	防犯に関する放送に関しては、市内で振込め詐欺や還付金詐欺などの電話が多数発生した場合、被害を未然に防ぐことを目的に、警察署からの要請により放送します。ご意見のコンビニ強盗の被害を防ぐ方法として、防災行政無線の利用は考えておりません。	修正無し
17	公園から我が家は10m位しか離れていないので、音がものすごく大きくてうるさく放送の音に悩まされています。 (同様に音量を下げしてほしい旨の意見4件)	音声放送に関しましては、放送の入力音量を見直しし、現在より音量を下げ、その上で聞こえにくい地区は、子局(拡声器)の音量を上げることで対応いたします。 なお、災害時の緊急放送につきましては、音量を調整せずに放送いたします。	修正無し
18	断水情報など、市民生活に大きな影響を与える放送はできるだけ大きめの音量で何度も流すようお願いいたします。	災害時の緊急放送は、音量を調整せずに放送いたします。また、市民の生命や安全に関わる情報は複数回の放送を行います。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
19	住民の危機に関わる事態の放送には、サイレンを鳴らしても良いのでは。	避難命令等の放送に関しましては、サイレン放送等を利用してまいります。	修正無し
20	放送するのなら男の方の低い声では聞き取りづらいので、女性職員に放送して欲しい。また夜中に男性だけを使うのは、男女平等の原理に反していると思います。	防災行政無線は、風や湿度など気象状況により、聞き取り難くなる特性があります。そのため放送は、可能な限り、比較的音声の通りやすい女性職員により行っています。 また、簡潔かつ明確な放送文を作成し、ゆっくり一言ごとに言葉を区切り放送するよう工夫しております。	修正無し
21	子供見守りの放送以外は、聞き取りにくい。放送の工夫をお願いします。	しかし、夜間及び休日の行方不明の捜索協力のお願いや発見のお知らせは、警察署の要請により、消防署が放送していることから、男性の消防職員が放送しております。	
22	聞き取れないときがあり、市のホームページで確かめようとしても掲載されていないケースが多々あり、余計不安になってしまうことが多くあります。常に無線の放送内容を掲載することはできないでしょうか。	防災行政無線は、風や湿度など気象状況により、聞き取り難くなる特性があります。そのため自動音声応答システムやホームページを活用し、放送内容の確認ができるよう運用しております。 しかし、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による自動放送は、２４時間消防庁からの通信により放送がされますので、ホームページへ掲載するまでに時間が必要です。 また、夜間や休日の行方不明者の捜索協力依頼と発見のお知らせは警察署と消防署の連絡により放送しておりますので、ホームページへ掲載するまでに時間が必要となっております。	修正無し
23	繰り返し２回放送はいらぬと思います。	ひとつの放送で、繰り返し放送するのは、放送のはじめの部分聞き逃した場合を考慮して行っているものです。今後も放送時には繰り返し放送をいたします。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
24	<p>一案件について、一日に何度も放送されるのは迷惑、案件毎に何回放送されるか知っておきたい。</p> <p>(同様の意見1件)</p>	<p>防災行政無線による放送は、素案の運用方針6にありますように、行政情報の放送は、他の広報手段だけでは不十分な場合に、放送区域、放送時間、放送頻度等について、必要最小限の範囲で放送いたしますが、同様に方針2の市民の生命及び安全に関わる情報は、優先的に放送することとしています。一つの案件に対する放送回数は、状況に応じて判断していくこととなります。</p>	修正無し
25	<p>放送について、自分の地区と隣の地区の音声が無線塔の距離の違いにより、音がぶつかり合って何を放送しているのかわかりません。昨年の春ごろのように、時間差を設けて放送して頂きたい。強くお願いいたします。</p>	<p>2か所以上の防災行政無線の子局(拡声器)の中間地点では、同時に二方向から放送が聞こえることで、共鳴の現象が発生し、聞き取り難い状態となります。この対策として、放送の際は、一言ごと言葉を区切り、ゆっくり話すようにしております。</p> <p>また、音量を下げるとともに、隣り合う子局(拡声器)は、分割して放送しております。</p>	修正無し
26	<p>文字表示器を設置した家庭の電波の受信状況の確認をして欲しい。</p>	<p>受信状況に支障が出た場合など、取扱い方法のマニュアルを作成し、配布してまいります。</p>	修正無し
27	<p>戸別受信機の手配説明が不十分です。</p>		
28	<p>放送内容は全て文字表示に表示して欲しい。夜間、休日にも文字表示の対応をして欲しい</p>	<p>ご意見のとおり、文字表示機に対しても放送と同様の情報を送信します。ただし、夜間休日の行方不明者の捜索協力の依頼、火災情報等は消防署で放送しており、消防署の送信機には文字表示器への送信機能がなく、表示ができませんのでご理解をお願いいたします。</p>	修正無し
29	<p>放送内容を「まめメール」でも配信して欲しい</p>	<p>防災行政無線の放送内容は、原則としてまめメールによる配信を行ってまいります。</p> <p>ただし、竜巻の発生情報や全国瞬時警報システム(Jアラート)の放送は、防災行政無線放送を優先しますので、事象に対し結果としてまめ</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		メールの配信が時期を逸してしまう場合などは配信いたしません。 また、まめメールの登録項目がない、節水のお願い、選挙啓発などにつきましては配信いたしません。	
30	苦情の多い地区は放送しないでください。	防災行政無線は、市から必要な情報を伝達するものですので、苦情の大小により放送の区域を設定することは考えておりません。	修正無し
31	学校名を放送しない統一した放送で良い。	子どもの見守りの放送は、地域の方に興味を持っていただくことと児童自身に防犯の意識を持たせるため、学校名を放送しております。	修正無し
32	聴覚障がい者に対しては、パブコメだけではなく直接意見を聞く機会を設けて欲しい。	素案に対し広く市民の意見を頂くためパブリック・コメント手続きを行っておりますので、特定の団体等に個別に意見を聞くことは考えておりません。	修正無し
33	見直しには、各自治会の意見を参考にして欲しい。		